

# 発議第6号

## 筑紫野市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

国際社会において、日本人が諸外国の国民と交流し友好を深め平和を築くためには、相互の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは、国民として当然のことである。

平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日の丸（日章旗）を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。これからの国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くための相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切である。日の丸（日章旗）は、オリンピックなど大規模な国際交流の場において、国家の象徴として、多くの人に受け入れられている。

また、衆議院においては、平成12年通常国会から本会議場に国旗の掲揚を行っている。

これを契機として、本会議場に国旗を掲揚する地方議会が増え、福岡県議会でも平成11年12月定例会から国旗及び県旗の掲揚を行っている。

このような動向もさることながら、日本国における地方自治の機関としても、地方議会として国旗を尊重することは当然と考える。

このようなことから、本市議会議員が国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ、市旗の下、市民の代表であるという意識を高揚させ、本市の将来に向けた諸施策に対する審議に臨むため、平成27年第1回定例会（3月）から、筑紫野市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。